公 社 等 の 名 称 : 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団

	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位:円)	随意契約とした理由等		
No.				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	· 契約所管部局 ·課(室)名
1	障害者就業・生活支援 センター事業	宮崎東諸県圏域における障がい者の就業に伴う日常生活又は社会生活上の相談対応その他必要な支援業務の委託	5, 780, 794	第167条の2第1項 第2号	本業務は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第27条の規定により知事が指定する法人が、同法第28条に規定する業務を行うこととなっている。 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団は、平成15年4月1日付けで障害者就業・指定を受託する法人は、宮崎東諸とに指院で登け宮崎東諸といて保護福祉圏域で、当法人以外に存在して、当法人以外に存在していて、当法人以外に存在ることとしたものである。	福祉保健部 障がい福祉課
2	障がい者雇用コーディ ネーター事業	宮崎東諸県圏域にお ける求人開拓等の障 がい者雇用に係る業 務委託	2, 696, 614	第167条の2第1項 第2号	本業務は、流流であり、 本業務は、、 であり、表別であり、 で変施するのうちに同ののである。 本であり、支援対象ーに係るのが生生多に に係ののである。 を実施するのうちに同せいである。 で実施するのである。 本であり、支援対象ーにであり、 を実施するのである。 でまたいでである。 をは、就実にできる。 では、おり、では、 をは、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてであり、 のは、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、者にいてできる。 は、またいにものである。	福祉保健部障がい福祉課
3	発達障がい者等支援事 業の業務委託	発達障害者支援セン 達障高者支援セン を運営関係の運営関係の 係機関での助域支援 等をでするのでは では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	71, 497, 000	第167条の2第1項 第2号	本業の大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学をは、大学を	福祉保健部障がい福祉課
4	障がい児等療育支援事 業委託料	在宅の障がい児等の 地域生活度 地域生活度 まり まで まで まで まで まで まで を は で の で の で の の で の の で の の で の の の の の	4, 532, 150	第167条の2第1項 第2号	本業務は原則、手帳を所持していない障がい児等を対象に療育支援や相談を行う事業であり、県内9の事業所に委託し事業を実施している。 社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団は、平成8年度から、ひかり学園(延岡市)と高千穂学園(都城市)を県北と県西の相談機関として事業施しての実績や経験を生かした事門的継続的な支援を実施できる法人は他にない。	福祉保健部障がい福祉課